

プロジェクト成果公開に関する考え方について

平成21年1月19日

DBCLS

1. 成果公開における公開法、成果利用基準の必要性について

プロジェクトのアウトプットの共有の必要を訴える統合DBとしては自らのプロジェクトのアウトプットの共有方針を明確にし、公知し、標準となることが必須。

「方針の決定+方針の実施」において一般に認められる最善解がなく、運営委員会と情報を共有し 分野から支持される解を求め Good Practice としたい。

確認 成果とは? : アウトプットとバイプロダクト、アウトカムの区別の確認
問題 国プロとしての合理的な諸成果の扱い方 (一般、当プロ)

確認 「アウトプットとアウトカム」「プロダクトとアプリケーション」

ゲノムプロジェクト

アウトプット	断片配列、アッセンブリー、
アプリケーション	アノテーション 各種マーカー、アッセンブリーアルゴリズム ゲノムビューアー 公開サイト 論文内容
アウトカム	診断法 治療法 他の研究への転用

統合DB

アウトプット	辞書、集積編集データ、メタデータ、電子化文書
アプリケーション	辞書維持システム、辞書文書利用プログラム、検索方法、 表現方法、アルゴリズム、
アウトカム	国家プロジェクトなどデータ、データベースの利用増 研究 環境改善

プロジェクト一般

アウトプット	受託主体に内容が依存しない→競合は無駄、維持不要
アプリケーション	アウトプットをアウトカムに結ぶ研究開発 研究者の個性アイデア依存→競合可能 常に更新追加
アウトカム	不確定 長期評価の対象

注意点 :

1) アウトプットの扱い (誰が使うか) は社会に対する「プロジェクトの価値」を

左右する (例 共有しない辞書と共有される辞書)

- 2) 契約や法制化しなくとも採択時の計画の評価の対象とすることも可能
- 3) アプリケーションやアウトカムはプロジェクト開始時には未定
- 4) 上流と下流: アウトプットは上流 アプリケーションは下流 アウトカムは総合効果
- 5) いかなるアウトプットも 利用条件を明示しないと正式には利用できない

問題 「国プロ (政府委託事業) としての合理的な諸成果の扱い」

基本法に謳う「科学の社会への貢献」とはアウトカムで”社会貢献”すること
政府事業の原則として「公平」「公共」「公開」「公益」「効果的」であるべき

対象 アウトプットと アプリケーション

選択肢

- 1) 所有権主張不可能なアウトプット (データ)
 - ① パブリックドメイン 誰が何に使ってもかまわない 明示必要
 - ② 引用 科学では一般に行われてきた方法 契約必要
 - ③ 営利利用禁止 最近も多くみられる 契約必要
 - ・ 受益者負担の思想か?
 - ・ 意識下にある古い固定観念: 営利【悪、富 私】、非営利【善、貧、公】
 - ・ 実際は 営利【民営、納税者、雇用創出】 vs 非営利【官営、税消費者、人員削減】
 - ・ NEDO 他の国プロ 私立大学 など境界不明瞭
 - ・ 民営化後に完全非営利の研究、教授は存在し得ない
 - ④ 使用許可 利用禁止 プロジェクトDBで多く見られる
 - ・ 論文などによる業績の固定に必要なので公開(使用許可)
 - ・ データベースを公開するが 誰にも分解再利用を許さない 競合を阻む
 - ・ 何がしたいのか分からない難解な利用規約
 - ・ 分野の意識向上とデータに対するクレジット(引用義務付けと利用頻度の評価)で解決可能
- 2) 知財化可能な一部のアウトプットとアプリケーション
著作権の発生する編集物 著作物は アウトプットであれば放棄明示か放置
知財化可能なバイプロダクトは国プロの義務として知財化必要?

2. これまでの統合DBの態度

- 基本を科学の規範(引用を原則)とし、受益者の分布が均等でないデータについては(特定の企業を利するという不合理の危険あり) 非営利のみ 営利応相談(有料でなく可否を恐る恐るコントロール)で望んでいる。
- 受け入れ事業の対象となる個別のデータベースについては、データ(ベース)提供者を教育して 少なくとも意思の明示を薦めている。
- 自他ともにクリエイティブ・コモンズ(CC)・ライセンス(下記参照)を利用。さらにわが国の科学データにマッチする修飾が必要。

CC ライセンスは、著作物の自由な利用と共有の仕組みを創造することを目的として、作品の利用を許諾する人と許諾を受けて使う人の間の約束ごと、つまり利用許諾の条件の雛型(見本)であり、著作者が(付与するしないも含め)自由に設定することができる。その内容は、「表示」(作品に関する情報を必ず表示する)「非営利」(営利目的で使用してはならない)「改変禁止」(作品を改変してはならない)「継承」(作品を改変して生み出された新たな作品にも同じライセンス条件を継承する)についてのアイコンの組合せであり、二次的な利用を促すために利用条件を明確にするためのものである。これら全ての条件をつけたものがいわゆる Copyright であり、これらの全ての条件をはずしたものが Public Domain となる。

実例はモデルほど単純でない

例1) 国家プロジェクトの参加企業から、契約済みの担当業務の効率化に利用したいという申し込みあり。→

問題点：開発費用節減が目的？契約後節減された費用はどうなるのか？
計画や採択時に国プロ間の連携や情報共有が十分でない

例2) ベンチャー企業から、当該データのみを特徴とした実現性が見えない計画に対する協力を求められた。→

問題点：使う相手の素性をある程度把握し、対応を変えるべきか？
公的機関から出されたデータを権威付けに利用？

3. (参考) 世界的な動向に関する調査や再利用に関するその他の考え方

- 米国では公的資金を用いた基礎的なデータはすべて他の研究者も利用可能な形で納入することが定められており、納税者は自由にそのデータを利用することができる。これを実現するための具体的な社会的仕組みについては、さらに調査する必要がある。
- CC ライセンス以外の再利用の考え方として、以下の活動も参考となる。
 - コピーレフト
FSF が推進している GNU プロジェクトの基本思想で、いったん公開されたソフトウェアは、すべての者が利用・再配布・改変できなければならないという考え方。(IT用語辞典 e-Words より)
 - Science Commons
CC の一部門として成立。著作物を対象とした CC ライセンスのなかに、学術情報等に特異な条件を加えるなどして、科学の領域への対応を図るプロジェクト。著作権だけでなく、特許や技術移転などにも対応することを企図している。学術情報等への自由なアクセスを保障するための基盤づくりという意味で、オープンアクセス運動と理念を共有したプロジェクト。(カレントアウェアネス・ポータルより、一部編集)
- これらの情報に関しては、まだ調査が不十分なところもあるので、基準策定に当たっての資料とするため、今後さらに調査を進める必要がある。

4. お願いしたいこと

- 本プロジェクトにおいて開発された様々なデータ(ベース)については、現在、データ(ベース)ごとに検討する必要があるとあり、実質担当者自らが判断しているケースがほとんどである。プロジェクト全体としての何らかの統一的基準があることが望ましいと考えるが、検討段階でも様々な問題が浮き彫りになっており、中核機関として結論を出す前に、各委員からご意見をいただき、プロジェクトに適した基準作成に向けて努力したい。
- プロジェクトで統一的な基準(原則)を作成することについてのお考えをお聞かせください。
- プロジェクト内の成果の公開についてどのようなお考えをお持ちか、お聞かせください。特に公開にあたって考慮すべき事項があれば、挙げてください。

- そのうえで、事務局側でプロジェクトの成果データ(ベース)公開ポリシーについて原案をまとめ、次回以降の研究運営委員会において継続的に審議いただくこととしたい。

《参考》クリエイティブ・コモンズ・ライセンスについて(引用)

クリエイティブ・コモンズ・ジャパン ウェブサイトより「CCライセンスに関する簡単な図解」

The screenshot shows the Creative Commons website interface in Japanese. At the top, it says 'より自由な著作権ルールを実現するプラットフォーム' (Platform for realizing more free copyright rules). Below this is a diagram showing the spectrum of licenses from 'All rights reserved' (C) to 'All rights released' (PD). The diagram includes icons for various license types: CC BY ND NC, CC BY ND, CC BY ND SA, CC BY SA, CC BY NC, CC BY, and PD. Below the diagram, there is a text box explaining that Creative Commons licenses act as an intermediate layer between full copyright protection and full copyright release. The page is divided into sections: 'ライセンス三層構造' (Three-layer license structure) and '各ライセンス・マークと新ライセンス' (Each license, mark, and new license). The 'Three-layer structure' section lists: 1. Commons Deed (誰にでも分かる著作権表示), 2. License (現行の著作権法のもとで許諾内容を法的に担保するライセンス条項), and 3. Metadata (RDF構文にもとづいたメタデータ体系). The 'Each license, mark, and new license' section shows icons for Attribution (BY), Non-Commercial (NC), No Derivatives (ND), and Share Alike (SA), along with a note about Sampling Licenses (サンプリング・ライセンス) for music and video.

完了